

とちぎ

男女共同参画

プラン

〔6期計画〕

計画期間:令和8(2026)年度~令和12(2030)年度

誰もが個性と能力を発揮できる  
ジェンダー平等社会の実現を目指して

栃木県

Basic Plan for Gender Equality

# 誰もが個性と能力を発揮できる ジェンダー平等社会の実現を目指して



少子高齢化や人口減少の急速な進行、若年世代の大都市圏への転出超過、急速なデジタル化の進展、頻発する大規模な自然災害など、私たちの社会は大きな転換点に直面しています。

このような中、男女が互いを尊重し合い、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うという男女共同参画の視点は、これらの様々な課題に対応し、本県が将来にわたって持続的に発展していく上でより重要なものとなっています。

県では、このたび令和8（2026）年度から12（2030）年度までの5年間を計画期間とする「とちぎ男女共同参画プラン〔6期計画〕」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進することといたしました。6期計画では、5期計画の成果と課題並びに令和5（2023）年6月に開催された「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」の成果文書である「日光声明」を踏まえ、「男女がともに活躍できる社会づくり」、「全ての人々が希望に応じて働くことができる環境づくり」、「個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会づくり」の3つの施策の柱の下、各種施策を総合的に推進して参ります。

県民の皆様には、男女共同参画について理解を深めていただくとともに、男女が共に、心豊かにいきいきと望む形で安心して暮らすことのできる“とちぎ”づくりのために御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり貴重な御意見や御提言をお寄せいただきました多くの皆様に心から御礼を申し上げます。

令和8（2026）年2月

栃木県知事 福田 富一

# 目 次

## 第1章 計画の趣旨・背景

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と役割	1
3	他の計画との関係	2
4	計画の期間等	2
5	計画策定の背景	
(1)	社会情勢と女性を取り巻く状況等	2
(2)	国・県・県内市町の主な動き	4
(3)	とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕の達成状況	8

## 第2章 計画の基本的な考え方

1	計画の視点	9
2	計画の目標	10
3	計画がめざす社会のすがた	10
4	計画の体系	11

## 第3章 施策の展開

施策の柱Ⅰ	男女がともに活躍できる社会づくり	12
施策の方向1	社会全体の意識変革	12
施策の方向2	あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大	15
施策の方向3	多様な活躍の場の創出	17
施策の柱Ⅱ	全ての人々が希望に応じて働くことができる環境づくり	20
施策の方向1	ワークイノベーションの推進	20
施策の方向2	女性の活躍と経済的自立	23
施策の方向3	男性の家事・育児への参画推進	27
施策の柱Ⅲ	個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会づくり	30
施策の方向1	男女の人権の尊重と暴力の根絶	30
施策の方向2	困難を抱える女性等への支援	32
施策の方向3	ライフステージに応じた健康への支援	35
施策の方向4	災害対策における男女共同参画	38
計画の推進	総合的な推進体制の充実	40
1	県の推進体制の充実	40
2	とちぎ男女共同参画センター（愛称：パルティ）を核とした男女共同参画の推進	40
3	市町との連携	40
4	県民・事業者・民間団体との連携	41
5	意識や実態の調査研究、情報の収集と提供	41
目標設定指標一覧		42
担当課室一覧		44

## 参考資料

1	とちぎ男女共同参画プラン〔6期計画〕策定の経緯	45
2	栃木県男女共同参画審議会委員名簿	45
3	用語解説	46
4	男女共同参画に関する年表	51
5	男女共同参画社会基本法	56
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）	58
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）	62
8	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抜粋）	64
9	独立行政法人男女共同参画機構法（抜粋）	66
10	栃木県男女共同参画推進条例	67